

対象拡大！店舗・オフィス開設補助

問合せ／産業振興課 ☎42-8740 FAX43-1802
sangyo@city.kasai.lg.jp

市内のどこで店舗を開設しても補助します

加西市は、地域の活性化を図るため、新たに店舗・オフィスを開設する方に対する補助制度を実施しています。併せて店舗・オフィスの開設に際して市民を新規雇用した事業者に対して補助することにより、地域内雇用の促進と定住人口増も図ります。

これまでは市街化区域内の店舗・オフィスの開設のみを対象としていましたが、4月から市内全域での開設を対象とするなど、補助の対象を拡大しました。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

■店舗・オフィス立地補助

- ①店舗・オフィス立地のための土地や建物の購入費の1/20（上限300万円）
- ②市民の新規雇用に対し1人当たり10万円（5人まで）

■空き店舗活用補助

- ①空き店舗の賃借料の1/2（上限5万円/月。最長1年間）
- ②空き店舗の改装費の1/2（上限100万円）
- ※市内の事業者に工事を請け負わせる場合に限る。
- ③市民の新規雇用に対し1人当たり10万円（5人まで）

心身障害者（児）タクシー券の対象者を追加

問合せ／地域福祉課 ☎42-8725 FAX43-1801
fukushi@city.kasai.lg.jp

4月から、心身障害者（児）福祉タクシー券の対象者を追加しタクシー券を交付します。

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方は、従前の交付枚数（年間最大48枚）と合計して交付します。交付枚数は、申請のあった月以後の年度分を一括で交付します。

ご希望の方は地域福祉課で申請してください。

■必要な物／障害者手帳、印鑑

■追加対象者と交付枚数

対象者	交付枚数
「視覚障害」の身体障害者手帳をお持ちで旅客鉄道株式会社旅客運賃減額が第1種の方	年間12枚（月1枚）
「じん臓機能障害」の身体障害者手帳をお持ちで、人工透析治療を受けている方	週2回以下の通院 年間48枚（月4枚）
	週3回以上の通院 年間72枚（月6枚）

永代にわたる安心 自然に抱かれた静かな霊園

問合せ／環境課 ☎42-8716 FAX42-6269
kankyo@city.kasai.lg.jp

加西市公園墓地の使用者を募集

加西市公園墓地は、緑豊かな安らぎの霊園として、昭和57年に市が造成し経営する安心の公園墓地です。

平成27年10月、公園墓地第2区に55区画を新たに造成し、66区画の使用者を募集しています。希望区画が重複した場合は申し込みの先着順となります。条件や手続き方法など詳しくは、ご相談ください。



加西市公園墓地第4区全景

■場所／鴨谷町307-1

■区画数／66区画 ※平成28年3月22日時点

■募集面積（1区画）／4㎡（2m×2m）、5㎡（2m×2.5m）、6㎡（2m×3m）

■使用者要件／加西市に住民登録または本籍がある方 ※1人につき1区画。既存区画をお持ちの方は申し込みできません。

■永代使用料および維持管理費※維持費は10年ごとに必要

区画	永代使用料	再使用区画 永代使用料	維持費 (10年分)
4㎡区画	523,000円	392,000円	30,000円
5㎡区画	654,000円	490,000円	37,500円
6㎡区画	784,000円	588,000円	45,000円

※再使用区画とは、別の方が使用されたことのある区画です。

高齢者向けの給付金を支給

問合先／福祉企画課 ☎42-8724 FAX43-1801
fukuki@city.kasai.lg.jp

対象となる可能性がある方には、4月上旬に案内文書を送付します

賃金引き上げの恩恵を受けにくい低所得の高齢者を支援するため、「年金生活者等支援臨時福祉給付金」が支給されます。

■**対象者**／平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者で、平成28年度中に65歳以上になる方（昭和27年4月1日以前生まれの方）

※平成27年度臨時福祉給付金対象者とは、平成27年1月1日時点で加西市に住民登録があり、平成27年度市民税が課税されていない方（市民税が課税されている方の扶養親族等や生活保護受給者は対象外）

■**支給額**／対象者1人につき30,000円

■**申請方法**／申請書に必要事項を記入・押印し、申請書と①②を返信用封筒に入れて郵送または窓口で申請
①対象者の本人確認書類（免許証・住基カード（写真付）・旅券、健康保険証など）の写し
②振込口座の通帳またはキャッシュカードの写し
※平成27年度臨時福祉給付金を申請・受給された方は添付書類は不要です。

■申請期間・場所

4/7（木）～5/31（火）市役所1階給付金受付窓口
6/1（水）～7/8（金）市役所1階福祉企画課

国民年金保険料は月額16,260円に

問合先／市民課 ☎42-8722
加古川年金事務所 ☎079-427-4740

4月から国民年金の保険料が改定になり、平成27年度より月額670円増となりました。

平成28年度国民年金保険料(第1号被保険者) 16,260円(月額)

■学生は保険料が猶予されます

学生で前年所得が基準額以下の方を対象に、手続きをして承認されると、保険料を納めることが猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象／大学（大学院）・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校などに在籍する学生（各種学校の場合、修業年限が1年以上であることが必要）

所得基準／学生本人の前年所得が118万円以下（扶養親族等がいる場合は、その数に応じて加算されます）

必要な物／学生証または在学証明書（平成28年4月以降の在学期間がわかる物）、年金手帳、印鑑

※会社等を退職し学生になられた方は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証が必要です。

継続申請を希望される方／3月下旬に日本年金機構が継続申請書（ハガキ）を送付しています。必要事項を記載してポストへ投函してください。4月上旬に納付書だけが届いた方は、継続申請が利用できませんので、再度申請書を提出してください。

平成28年度 市税等納期限一覧表

問合先／税務課 ☎42-8714 FAX42-5700
zeimu@city.kasai.lg.jp

平成28年度の市税等の納期限（全期・期別）は次のとおりです。納期内納付にご協力をお願いします。

税 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税			全・1期		2期		3期			4期		
固定資産税・都市計画税	全・1期			2期					3期		4期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税（普通徴収） 後期高齢者医療保険料（普通徴収）				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
介護保険料（普通徴収）				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

※納期限は、納期月の末日です。末日が土・日・祝の場合は、翌日になります。ただし、12月は、12月26日になります。